

ひとり親家庭 サポートブック

令和6年度版



はじめに

このサポートブックでは、南魚沼市にお住いのひとり親家庭の方や、
現在離婚を考えている方、ひとりでの出産を迎える方に、
様々な支援サービスや制度をご紹介します。
身近な便利帳としてお役に立てれば幸いです。

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭です
(母子及び父子並びに寡婦福祉法より)

- ・ 配偶者と離婚
- ・ 配偶者が死亡
- ・ 配偶者の生死が不明
- ・ 配偶者から遺棄されている
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない
- ・ 婚姻によらないで母または父となった
- ・ 配偶者が海外にいるか拘禁されているため、その扶養が受けられない

※事実上婚姻関係と同様の状態にある場合を除きます。

※制度により対象者や年齢条件が異なる場合があります。



もくじ

離婚する前に知っておきたいこと	4
離婚後の手続き（主なもの）	6
配偶者を亡くされた方	7
未婚でひとり親家庭になるとき	8
不安や心配ごとの相談	9
ひとり親家庭のための手当・助成	
児童扶養手当	10
ひとり親家庭等医療費助成	12
養育費確保支援給付金	14
就職を有利にする資格取得の支援	
自立支援教育訓練給付金	16
高等学校卒業程度認定試験合格支援	17
高等職業訓練促進給付金	18
就学支援金貸与事業	19
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	20
仕事に関する相談	
ひとり親家庭等就業支援事業	21
ハローワークを利用しましょう	22
教育の支援	
小中学生の就学援助	23
奨学生の募集（市の奨学金）	24
南魚沼市給付型奨学金	25
南魚沼市看護師修学資金貸与	25
市立病院医療技術職員修学資金貸与	25
さまざまな奨学金	26
ひとり親家庭が利用できる貸付制度	
新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	28
生活福祉資金貸付制度	30
生活の支援	32
割引・優遇制度	34

このサポートブックは「市役所で手続するもの」と「その他の機関で手続するもの」でタイトルの色分けしています。

市役所で手続するもの

その他の機関で手続するもの

離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類

協議離婚	お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば、離婚は成立します。日本の離婚の約9割が協議離婚となっています。協議内容などは口約束ではなく、公正証書にしておく法的に通用するので安心です。
調停離婚	話し合いによる離婚(協議離婚)ができないとき、家庭裁判所の裁判官と調停委員が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば調停証書が作成され、調停成立後10日以内に離婚届を提出します。
裁判離婚	調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚を求める裁判を起こすことができます。裁判による離婚は法律で定められた離婚原因がなければ認められません。裁判官によって離婚の判決が出て、確定後10日以内に離婚届を提出します。

★離婚前の児童手当と保育料について★

離婚協議中で夫婦が別居している場合は、その事実について客観的に確認できる書類があれば、児童と同居している親が優先的に児童手当を受給し、また、保育料の算定から別居している親の所得を除外することができます。詳しくはお問合せください。(子育て支援課 ☎773-6822)

離婚するときに決めておくこと

親権者	親権者は、子どもを守り育て、教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理します。また、親権者には、子どもが契約する場合の「法定代理人」の立場も含まれます。父母の婚姻中は父母の双方が親権者とされており、父母が離婚をする場合には、どちらか一方の単独親権となります。一般的には子どもを引き取り育てる側が親権者と監護者を兼ねていますが、親権の「身上監護権」の部分の切り離して、親権者と監護者を定めることもできます。
離婚後の氏(名字)	婚姻で氏が変わった人は、離婚すると婚姻前の氏(旧姓)に戻ることになります。離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい場合は、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出します。これは、離婚届と同時に出すことができます。
子どもの氏と戸籍	父母が離婚しても、子どもの氏や戸籍が自動的に変わることはありません。また、親権者が「離婚の際に称していた氏を称する届」を出した場合であっても、「婚姻中の氏」とは区別されますので、呼び方は同じであってもその親と子どもの法律上の氏は異なることとなります。法律上の氏を同じものにし、子どもを親権者の戸籍に入れたい場合は、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申請」をして、許可が下りた後に市役所へ「入籍届」を出します。
養育費	子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要となる衣食住にかかる経費や教育費、医療費などです。父母が離婚しても、子どもの親という事実には変わりはありません。親権の有無にかかわらず、養育費の支払いは、親の生活に余力がなくても「自分と同じ水準の生活を保障しなければならない」強い義務だとされています。養育費の支払いは長い年月にわたりますので、取り決めの内容に紛争が生じないように、口約束ではなく、公正証書などの書面にしておくことをお勧めします。 市では養育費取決めに要した費用の補助を行っています(14ページ) 養育費の金額は、裁判所が公表している「算定表」が参考になります。
面会交流	離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話や手紙などの方法で定期的に交流を持つことです。親子の関係を維持することは、子ども自身が自分は大切にされていると感じる機会となり、健やかな成長の助けとなります。子どもの年齢や健康状態などを考慮しながら、面会交流が無理なく円滑に行われるようお互いに協力する必要があります。面会交流の内容や方法、親同士のルールについて、のちに紛争が生じないように、公正証書などの書面にしておくことをお勧めします。



<p>慰謝料</p>	<p>離婚の原因になった相手方の不法行為(不貞・暴力など)により被った精神的苦痛に対する損害賠償です。離婚後3年が経過すると請求ができなくなります。また、請求したとしても必ずしも認められるものではありませんし、金額も夫婦の状況により異なります。</p>
<p>財産分与</p>	<p>結婚生活で夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与の対象となるのは現金が最も多く、全体の半分以上を占めます。次に土地や住宅などの不動産、車や家具、債券などの動産となります。財産分与は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなります。また、借金や住宅ローンなどマイナスの財産も財産分与の対象となりますので、注意が必要です。</p>
<p>年金分割</p>	<p>厚生年金や共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し、年金受給額に反映させる制度です。離婚後2年以内に夫婦の合意などに基づき、請求手続きが可能です。ただし、夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外です。</p>

問合せ先



➤ **離婚届について**

南魚沼市役所 市民課 市民班
☎ 025-773-6661 平日8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)

➤ **公正証書について**

長岡公証人合同役場 長岡市長町1丁目甲1672番地1
☎ 0258-33-5435 平日8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)

➤ **調停離婚、裁判離婚、子の氏変更などの諸手続き**

新潟家庭裁判所南魚沼出張所(南魚沼簡易裁判所) 六日町1884番地子
☎ 025-772-2450

➤ **養育費や面会交流に関する相談**

ひとり親家庭等就業・自立支援センター(新潟県委託)
☎ 025-281-5546 平日9:30~16:30 (土日祝・年末年始を除く)
✉ info@niigatakenboren.jp (相談員が数日中に回答を送信します)



ひとり親就労自立支援センター

養育費等相談支援センター(厚生労働省委託)
☎ 0120-965-419 ☎03-3980-4108
平日(水曜除く)10:00~20:00 水曜12:00~22:00 土・祝日10:00~18:00
✉ info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します)



養育費相談支援センター

➤ **法律に関する相談**

新潟県弁護士会
☎ 025-222-5533 平日9:00~17:00 (土日祝・年末年始を除く)
☎ 0258-86-5533 (長岡相談所) 月・水・木曜 13:00~15:30



新潟県弁護士会

法テラス
☎ 0570-078374 平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00
☎ 0570-078328 (法テラス新潟) 平日9:00~17:00 (土日祝・年末年始を除く)



法テラス

➤ **年金分割に関する相談**

六日町年金事務所
☎ 025-716-0008 平日8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)

離婚後の手続き（主なもの）

<p>保険証</p>	<p>社会保険などの扶養になっていた人は扶養からはずれます。事業所から「健康保険資格喪失連絡票」をもらい、国民健康保険の加入手続きをします。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
<p>年金</p>	<p>社会保険などの扶養になっていた人は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付義務が発生します。後日、年金事務所から納付書が送付されますので期限までに納付しましょう。経済的に納付が難しいとき、免除や猶予などの制度があります。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
<p>印鑑登録</p>	<p>氏の文字が入っている登録印は、氏が変わった場合は廃印になりますので、印鑑登録証（カード）を市役所へお返してください。印鑑証明が必要な場合は、新たに登録をしてください。名だけで登録されている印はそのまま使用でき、再登録の手続きは不要です。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
<p>マイナンバーカード</p>	<p>氏や住所の変更がある場合は、券面事項更新の手続きが必要です。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
<p>児童手当</p>	<p>児童手当の受給者を変更する場合は手続きが必要です。いままでの受給者から「消滅届」の提出が必要な場合があります。請求者の口座番号、請求者の保険証をお持ちください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
<p>児童扶養手当</p>	<p>ひとり親家庭の父または母、または父母のいない児童の養育者に支給される手当です。本人および同居する扶養義務者の所得制限があります。離婚した元配偶者と同居していると申請できません。認定されると、申請の翌月分から支給されます。詳しくは10ページをご覧ください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
<p>ひとり親家庭等医療費助成</p>	<p>児童扶養手当が支給される人は、「ひとり親家庭等医療費助成」を申請できます。引き続き「子ども医療費助成」を使う人は、受給者や保険証等の変更届が必要な場合があります。詳しくは12ページをご覧ください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
<p>保育園</p>	<p>保育園に報告し、必要書類の提出について説明を受けてください。保育料が変更になる場合があります。転園する場合は子育て支援課にご相談ください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
<p>小・中学校</p>	<p>住所や家族構成など、提出済みの書類に変更が生じる場合がほとんどですので、在籍する学校に連絡をしてください。転校する場合や学区外就学を希望する場合も、学校にご相談ください。</p> <p>就学援助、学童保育については学校教育課にご相談ください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市教育委員会学校教育課 ☎025-773-6700</p>
<p>子どもの入籍</p>	<p>①家庭裁判所に「子の氏の変更申請」をする。</p> <p>【必要なもの】 ・子および母または父の戸籍全部事項証明（謄本）各1通 ・収入印紙 子1人につき800円 ※収入印紙は郵便局で購入できます ・郵便切手84円分 ・印鑑</p> <p>【申請するところ】 新潟家庭裁判所南魚沼出張所 ☎772-2450</p> <p>②裁判所から「子の氏の変更許可申立書」の許可書が届いたら、入籍の手続きをします。</p> <p>【必要なもの】 ・「子の氏の変更許可申立書」の許可書 ・子および母または父の本籍が南魚沼市外の場合は、それぞれ本籍地の戸籍全部事項証明（謄本）1通</p>


上記の説明は、南魚沼市に住所があり南魚沼市役所で手続きをする場合です。
転出をする人は、新住所地にお問合せください。

配偶者を亡くされた方

死亡届	<p>7日以内に亡くなった配偶者の住所地・本籍地・死亡地、または届出人の住所地の市区町村役場に提出します。葬儀の日時を決めてから届出てください。亡くなった配偶者が世帯主だった場合は、14日以内に住所地の市区町村役場に世帯主変更届を出します。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
保険証	<p>亡くなった配偶者の社会保険などの扶養になっていた人は扶養からはずれます。亡くなった配偶者の事業所から「健康保険資格喪失連絡票」をもらい、国民健康保険の加入手続きをします。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
年金	<p>亡くなった配偶者の社会保険などの扶養になっていた人は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付義務が発生します。後日、年金事務所から納付書が送付されますので期限までに納付しましょう。経済的に納付が難しいとき、免除や猶予などの制度があります。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p>
遺族年金	<p>国民年金または厚生年金に加入している人または加入していた人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた遺族が受け取ることのできる年金です。</p> <p>遺族年金には「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった人の年金の加入状況によって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。亡くなった人の年金の納付状況・遺族年金を受け取る人の年齢や優先順位などの条件があります。</p> <p>【問合せ】 六日町年金事務所 ☎025-716-0008</p>
死亡一時金	<p>国民年金保険料を納めた月数が一定程度ある人が、老齢基礎年金などを受けないまま亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。</p> <p>【問合せ】 六日町年金事務所 ☎025-716-0008</p>
児童手当	<p>亡くなった配偶者が児童手当の受給者であった場合、受給者変更の手続きが必要です。変更後の受給者の口座番号、保険証をお持ちください。また、未払いの手当がある場合は児童へ支払いますので対象児童全員分の口座番号をお持ちください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
児童扶養手当	<p>ひとり親家庭の父または母、または父母のいない児童の養育者に支給される手当です。本人および同居する扶養義務者の所得制限があります。遺族年金等を受け取ることができる人は支給制限があります。認定されると、申請の翌月分から支給されます。詳しくは10ページをご覧ください。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>
ひとり親家庭等医療費助成	<p>ひとり親家庭の父または母、または父母のいない児童の養育者とその児童の医療費を助成します。医療機関等を受診した際の自己負担の一部を助成します。本人および同居する扶養義務者の所得制限があります。詳しくは12ページをご覧ください。</p> <p>引き続き「子ども医療費助成」を使うお子さんは、受給者や保険証等の変更届が必要な場合があります。</p> <p>【問合せ】 南魚沼市役所子育て支援課 ☎025-773-6822</p>

未婚でひとり親家庭になるとき

赤ちゃんが生まれる前に知っておくこと

<h3>子どもの認知</h3>	<p>婚姻関係にない男女の間に生まれた子どもを、自分の子であると法的に認めることです。母と子は、通常は出産の事実により親子関係が成立しますので認知の問題は生じませんが、父と子は、父が「認知届」を提出しなければ法律上の親子関係を結ぶことはできません。</p> <p>認知届によって、生まれた子どもの戸籍に父親の氏名が記載され、子を認知した父親の戸籍にも認知した子の氏名が記載されます。認知届は、子どもの出生前(胎児認知)でも、出生届を提出した後でも提出することができます。どちらの場合も、子どもの出生日から効力が発生します。法律上の親子関係があれば養育費の請求や相続権を得ることができますが、反対に、子どもにも父を扶養する義務が発生します。</p> <p>認知を望んでも応じてもらえない場合は、家庭裁判所に「認知調停」の申し立てをすることができます。</p> <p>【問合せ】 認知届のこと…南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661 認知調停・認知裁判…新潟家庭裁判所南魚沼出張所 ☎025-772-2450</p>
<h3>出生届</h3>	<p>子どもが生まれた日を含めて14日以内に提出します。出生届は住所地・本籍地のほか、里帰り先の市区町村役場でも受け付けますが、児童手当の申請や乳児検診などの案内がありますので、住所地に届け出た方が負担が少なく済みます。</p> <p>出生届が受理されると、子どものためのさまざまな行政サービスを受けることができます。(新生児訪問、産後ケア事業、児童手当、医療費助成など)</p> <p>詳しくは、「南魚沼市子育てブック」をご覧ください。 http://www.scinex.co.jp/wagamachi/loco/15226_kosodate/dl_pc.html</p> <p>【問合せ】 出生届のこと…南魚沼市役所市民課 ☎025-773-6661</p> 
<h3>児童手当</h3>	<p>中学卒業までの児童を養育している人に支給されます。養育者本人の所得制限があります。申請した月の翌月分から支給されますが、誕生日が月末に近い場合、申請が翌月になっても出生の翌日から15日以内の申請であれば、申請月分から支給されます。</p> <p>詳しくは、「南魚沼市子育てブック」をご覧ください。</p>
<h3>児童扶養手当</h3>	<p>ひとり親家庭の父または母、または父母のいない児童の養育者に支給する手当です。本人および同居する扶養義務者の所得制限があります。未婚であっても婚姻と同様の関係にある場合は申請できません。認定されると、申請の翌月分から支給されます。</p> <p>詳しくは10ページをご覧ください。</p>
<h3>ひとり親家庭等医療費助成</h3>	<p>ひとり親家庭の父または母、または父母のいない児童の養育者とその児童の医療費を助成します。医療機関等を受診した際の自己負担の一部を助成します。本人および同居する扶養義務者の所得制限があります。</p> <p>詳しくは12ページをご覧ください。</p>

安心して赤ちゃんを産むために

これから生まれてくる子どもと母親自身の健康な生活が望まれますが、出産後しばらくは育児に追われ、心身共に余裕がありません。きっと、仕事も思うようにはできません。住むところや生活費など、出産前に準備が必要です。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ● 出産準備品、出産費用の用意はできていますか？ | Yes or No |
| ● 住むところと当面の生活費は確保できていますか？ | Yes or No |
| ● 産後の生活をサポートしてくれる父母・兄弟姉妹・親族はいますか？ | Yes or No |
| ● 育児の不安、生活の不安を相談できる人はいますか？ | Yes or No |

ひとつでも**No**がある場合

こども家庭サポートセンター に相談してみましょう (9ページ)

不安や心配ごとの相談

「こども家庭サポートセンター」をご利用ください

●どんなところ？

子どもの健やかな成長をサポートする場として、市内に住んでいる0歳から18歳までのお子さんとその家族、妊産婦を対象に様々な相談を受けています。保健師、助産師、保育士、社会福祉士、家庭相談員などの専門職が話をお聞きし、制度やサービスなどの必要な情報をお知らせしたり、関係機関と連携して、それぞれの家庭にあったサポートをおこなっています。児童虐待の予防・早期発見にも努めています。

●どんなことが相談できるの？

子育てを頑張っていくことはとても大変なことです。ちょっとしたことでイライラしたりすることは少なくありません。ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。秘密は守られます。

子どもや家庭に関する相談	虐待やDVに関する相談
<ul style="list-style-type: none">・妊娠中や出産後の生活が不安・子育てが辛い・子どもが全然言うことを聞かない・子どもの行動や発達が気になる・相談できる人がいない... など	<ul style="list-style-type: none">・イライラして子どもを叩いてしまう・体調が悪くて子どもの世話ができない・子どもの前でパートナーとケンカをしてしまう・近所から怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえる・パートナーの暴力から逃れたい... など

思いがけず妊娠しちゃったけど、どこに相談したらいいの？産んだ後も頼れる人がいなくて心配...

赤ちゃんが泣き止まなくて心が折れそう... 体重はちゃんと増えている？ 育児ってこれでいいの？

自分の時間がなくてイライラしちゃう育児で心も体もへとへと... なんだか気分も落ち込むな...



子どもがちょっとかわいく思えない... ついかっとなって叩いてしまいそう...

●相談方法

電話、来所のほか、家庭訪問も行っています。

南魚沼市こども家庭サポートセンター（市役所南分館1階）

☎ 025-775-7902 平日8:30~17:15（土日祝・年末年始を除く）

わたしたちがサポートします！



ひとり親家庭のための手当・助成

児童扶養手当

南魚沼市役所子育て支援課 ☎773-6822

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。外国人も受給できます。

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者をいいます。

●手当を請求できる人

- ・次の①～⑧に該当する児童を監護する母
- ・次の①～⑧に該当する児童を監護し、生計が同じである父
- ・次の①～⑧に該当する児童を養育(児童と同居して監護し、生計を維持)する養育者

- ①父母が婚姻を解消した児童【離婚】
- ②父または母が死亡した児童【死亡】
- ③父または母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童【障がい】
- ④父または母の生死が明らかでない児童【生死不明】
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童【遺棄】
- ⑥父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童【DV】
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童【拘禁】
- ⑧母が婚姻しないで生まれた児童【未婚】



●手当を請求できない人

- ・児童または請求者の住所が日本国内にないとき
- ・婚姻関係があるとき(内縁関係など、婚姻の届け出をしていない場合を含む)
- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されているとき
- ・児童が父母と生計を同じくしているとき(父または母が重度障がい者である場合を除く)

●手当額(月額)

令和6年4月～

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額45,500円	月額45,490円～10,740円
児童2人	月額56,250円	月額56,230円～16,120円
児童3人以上	児童1人につき 月額6,450円加算	児童1人につき 月額6,440円～3,230円加算

- ・所得制限限度額以上の所得がある場合は、手当の全部が支給停止となります。
- ・公的年金や遺族補償を受給できる場合は、公的年金等の受給額を差し引いた額が手当額となります。ただし、障害基礎年金を受給している場合は、子の加算部分のみを差し引きます。
- ・令和6年11月より、児童3人以上の場合の加算額が引き上げられる予定です。

●支給月

- ・奇数月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)の11日に、2か月分を口座へ振り込みます。
- ・土日祝日にあたる場合は、直前の金融機関の営業日に振り込みます。
- ・手当は認定請求をした翌月分から支給されます。

●所得制限があります

前年の所得(1月分から10月分の手当については前々年の所得)が下表の限度額以上の人は、手当の一部または全部が支給停止になります。

※扶養義務者とは、同居をしている3親等以内の直系血族および兄弟姉妹のことをいいます。住民票を世帯分離をしていても、実態として一緒に生活をしていれば同居と見なします。

※所得＝(地方税法に定める総所得金額＋養育費の8割)－8万円－その他の所得控除額*

※令和6年11月に限度額の改正が行われる予定です

扶養親族	本人		扶養親族等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	以下380,000円ずつ加算		
加算額	※老人扶養親族1人につき100,000円を加算 ※特定扶養親族1人につき150,000円を加算		※老人扶養親族1人につき60,000円を加算(扶養親族が老人のみの場合は2人目から加算)

※その他の所得控除	控除額
障がい者控除	270,000円
特別障がい者控除	400,000円
寡婦控除(受給者が母の場合は控除しない)	270,000円
ひとり親控除(受給者が母または父の場合は控除しない)	350,000円
勤労学生控除	270,000円
医療費控除・雑損控除・配偶者特別控除・小規模共済等掛金控除等	地方税法による控除相当分

●申請について

児童扶養手当の認定を受けるためには申請が必要です。認定されると申請の翌月分から支給の対象となります。

【申請に必要なもの】

- 請求者および児童の戸籍謄本
- 請求者名義の振込先の口座番号がわかるもの
- 請求者の年金手帳
- 請求者・児童・同居家族のマイナンバーがわかるもの
- 請求者の本人確認ができるもの(運転免許証やパスポートなど)

【申請するところ】 南魚沼市役所子育て支援課 または 各市民センター
平日8:30～17:15(土日祝・年末年始を除く)



●その他の手続き

- ・認定を受けている人は毎年8月に「現況届」があります。職員と面談し、生活の様子などを聞き取ります。
- ・異性との同居や生活の補助を受けるようになった、世帯員の転入や転出があった、公的年金を受給できるようになったなど、生活に変化があった場合は速やかに届け出てください。遅れると、手当の返納が必要になる場合があります。

ひとり親家庭の父または母や養育者とその児童の医療費を助成します。

●対象となる人

- ・ひとり親家庭の父または母とその児童
- ・父または母に重度の障がいがある家庭の父または母とその児童
- ・父母のない児童を養育している人とその児童

※対象者は児童扶養手当を請求できる人と共通です。



●対象とならない人

- ・健康保険に加入していない人
- ・生活保護を受けている人
- ・重度心身障害者医療費助成(県障)の対象になる人
- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されている人
- ・事実上の婚姻状態にある人

●助成される医療費

医療機関等を受診した際の医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担額(2割または3割)と下記の一部負担金との差額を助成します。いずれも保険適用外の医療費は助成の対象外です。

なお、未就学の児童は一部負担金も子ども医療が助成しますので、自己負担は無料となります。

【医療費助成のイメージ】

(例)外来での医療費総額が1万円で、保険証の自己負担が3割の人

← 7割 →	← 3割 →
保険給付 7,000円	ひとり親医療費助成 2,470円
	一部負担金 530円

未就学児は一部負担金も子ども医療が助成するので、自己負担は無料です

【一部負担金】

通院	1回 530円 ・医療機関ごとにかかります ・同じ月に同じ医療機関に5回以上受診した場合は5回目から無料になります。 ・530円に満たない場合はその額をお支払いください。
入院	1日 1,200円 ・医療機関ごとにかかります ・標準負担額減額認定証の交付を受けている場合は、食事療養費も助成します。 (標準負担額減額認定証とは、医療機関に提示すると入院中の食事代が減額されるもので、住民税非課税世帯に対し加入している健康保険から交付されます。)
薬局	無料
訪問看護	1日 250円
治療用装具	無料 ※一旦全額自己負担した後、健康保険とひとり親医療から払戻しを受ける「償還払い」となります。

●所得制限があります

前年の所得(1月分から9月分の助成については前々年の所得)が一定の額を超える人は、受給者証は交付されません。所得制限限度額は、児童扶養手当と共通です。(児童扶養手当のページを参照)

●申請について

認定を受けるためには申請が必要です。認定されると申請した翌月の医療費から助成の対象となります。

【申請に必要なもの】

- 申請者と児童の健康保険証(元配偶者の扶養を外れたもの。手続き中の場合はご相談ください)
 - 申請者と児童の戸籍謄本(児童扶養手当と同時に申請する場合は省略できます)
 - 児童の子ども医療費受給者証
- ※転入の人は、前住所地の課税証明書が必要になる場合があります。

【申請するところ】 南魚沼市役所子育て支援課 または 各市民センター
平日8:30~17:15(土日祝・年末年始を除く)

●その他の手続き

・認定を受けた人は毎年8月に更新の手続きがあります。職員と面談し、生活の様子などを聞き取ります。児童扶養手当を受けている人は現況届と一緒にいきます。

・異性との同居や生活の補助を受けるようになった、世帯員の転入や転出があったなど、生活に変化があった場合は速やかに届け出てください。遅れると、助成した医療費の返納が必要になる場合があります。

●受給者証の使用について

【県内の医療機関を受診するとき】

健康保険証と受給者証を医療機関等の窓口で提示し、一部負担金を支払ってください。0歳から就学前のお子さんは、一部負担金を子ども医療が助成するので、自己負担は無料となります。いずれも、保険適用外の医療費は助成の対象外です。

【県外の医療機関を受診するとき】

健康保険証を医療機関等の窓口で提示し、自己負担額(医療費の2割または3割)を支払ってください。県外の医療機関では受給者証が使用できませんので、後日、申請により払戻しを受けることができます。「償還払いについて」をご覧ください。

●償還払いについて

県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示せずに受診した場合は、申請により払戻しを受けることができます(これを「償還払い」といいます)。診療を受けた月の末日から6か月以内に市役所の窓口で申請してください。

- 【申請に必要なもの】 医療機関等の領収書原本(保険点数の記載があるもの)
 受給者(親)の口座番号がわかるもの 健康保険証 受給者証

●治療用装具を作ったとき

医師が治療のために必要と認めたコルセット等の装具や小児治療用眼鏡を作製したときは、一旦は全額自己負担となりますが、申請すると健康保険とひとり親医療から払戻しが受けられます。加入している健康保険の給付を受けてから、市役所の窓口へ申請してください。医師の指示を受けた月の末日から6か月以内に市役所の窓口で申請してください。

- 【申請に必要なもの】 医師の装具証明書(指示書)※コピー可 装具の領収書※コピー可
 健康保険の給付決定通知 受給者(親)の口座番号がわかるもの
 健康保険証 受給者証

養育費は、子どもが自立するまでに必要な衣食住にかかる経費や教育費、医療費などのことで、子どもと離れて暮らす親が子どものために支払うものです。養育費を継続的に受け取るためには口約束ではなく、強制執行認諾約款付きの公正証書で取決めたり家庭裁判所への調停の申し立てなどで決めることが大切です。

市では、これらの手続きに要した費用の補助を行います。公正証書や調停調書などを作成した日の翌日から**6カ月以内**に申請してください。

●対象となる人

市内に住所があり、申請時にひとり親であって、次のすべてに該当する人

- ・養育費の取決めに係る費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有すること
※債務名義：公正証書(強制執行認諾約款付き)、調停調書、審判書、和解調書、特定和解
- ・養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養していること
- ・過去に同一の債務名義で補助金の交付を受けていないこと

●補助額 対象経費の1/2 (上限25,000円)

●対象経費と必要書類

取決め方法	補助の対象となる経費	申請に必要な書類
<p>公正証書</p> <p>※強制執行認諾約款付きのもの</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人手数料 ・ 戸籍謄本等の取得費用 ・ 公証人役場との連絡用の郵便切手の代金 ・ 弁護士等への相談費用 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公正証書 2. 対象経費の領収書、レシート 3. 児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し 4. 児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本 5. 補助金の振込先口座(対象者名義)
<p>家庭裁判所の調停、裁判</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙代 ・ 戸籍謄本等の取得費用 ・ 裁判所との連絡用の郵便切手の代金 ・ 弁護士等への相談費用 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所の調停調書や審判書等 2. 対象経費の領収書、レシート 3. 児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し 4. 児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本 5. 補助金の振込先口座(対象者名義)
<p>ADRによる特定和解</p> <p>※執行合意のあるもの</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込料、依頼料に相当する費用 ・ 調停に要した費用 <p>(弁護士会や認証ADR事業者が用意する場所以外で調停を行う場合の賃借料、交通費その他実費は対象外)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養育費の取決めが分かる書類 2. 対象経費の領収書、レシート 3. 児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し 4. 児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本 5. 補助金の振込先口座(対象者名義)

●申請の流れ

①申請書の提出

公正証書や調停調書などを取得した日の翌日から**6カ月以内**に、申請に必要な書類をご用意のうえ子育て支援課に申請してください。

②交付決定

交付の可否について郵送で通知します。交付の場合は1カ月程度で指定の口座へ振込みます。

③支払状況の報告

交付決定日の1年後の翌月末までに、1年間の養育費の支払い状況について報告書を提出してください。

Q&A

Q1 債務名義とは？

請求権の存在を明らかにした公の文書のことをいいます。具体的には、確定判決や強制執行認諾約款付きの公正証書、調停調書などです。養育費の支払いについて当事者で作成した「合意書」や「離婚協議書」は債務名義にはなりません。

Q2 強制執行認諾約款付き公正証書とは？

養育費に関する取り決めについて「約束を守らなかったら強制執行されても構わない」という文言がある公正証書のことです。これがない公正証書では強制執行ができません。

Q3 ADRとは？

ADR(裁判外紛争解決手続き)は、裁判によらず、中立の立場の専門家(弁護士や認証ADR事業所)が間に入り、話し合いで問題を解決を図る手続きです。令和6年4月より改正ADR法が施行され、執行合意がされている和解(特定和解)であれば、裁判所の執行決定を得たうえで強制執行が可能になりました。オンラインでのADR(ODR)もあります。

Q4 養育費について相談したい

「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」では、新潟県から委託を受けて、専門の相談員による養育費相談を無料で行っています。弁護士による法律相談も受け付けています。

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

電話：025-281-5546(平日9:30~16:30)

所在地：新潟市中央区上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F

E-mail：info@niigatakenboren.jp



就職を有利にする資格取得の支援

自立支援教育訓練給付金

南魚沼市役所子育て支援課 ☎773-6822

ひとり親家庭の親が、就労等に役立てるために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を助成します。事前相談が必要です。



通信講座で簿記の資格を取って転職に活かしたい!

フォークリフトの技能講習を受ければ仕事の幅が広がるぞ!



介護の仕事に就くために、介護職員初任者研修を受ける必要があるわ。

●対象講座

主に雇用保険法による教育訓練給付の指定教育講座
【例】パソコン検定講座・医療事務講座・介護職員初任者研修
簿記検定講座・調理師検定講座・大型自動車免許講座
販売士講座・建設業経理士講座など

教育訓練給付制度【検索システム】

<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



どんな講座があるのかな

●対象者

- ・南魚沼市に住所があり、20歳未満の子を養育していること
- ・児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準であること(令和6年8月見直し予定)
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- ・過去に本事業の給付金を受けていないこと



●支給額 講座費用の60%

- ※入学金および授業料に限ります。テキスト代等は対象外です。
- ※雇用保険の教育訓練給付金を受給できる場合は、その金額を控除した額となります。
- ※雇用保険の教育訓練給付金を受給できない場合で、一般教育訓練または特定教育訓練を受講した場合は20万円が上限です。ただし、12,000円を超えない場合は支給されません。
- ※雇用保険の教育訓練給付金を受給できない場合で、専門実践教育訓練を受講した場合は修学年数×40万円(最大160万円)が上限です。ただし、12,000円を超えない場合は支給されません。

●申請から支給までの流れ

①事前相談

必ず事前相談をしてください。受講の申し込みをする前に、希望の資格や講座をご相談ください。

②受講前の申請

【申請に必要なもの】

- 受講対象講座指定申請書
- 児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証
- 受講講座がわかるもの マイナンバーが確認できるもの

③受講後の申請

講座が修了したら30日以内に給付金の交付申請をしてください。

- 自立支援教育訓練給付金交付申請書及び実績報告書
- 受講対象講座指定通知書 マイナンバーが確認できるもの
- 修了証明書 講座費用の領収書 ハローワークの支給決定通知書

④交付決定

支給額と振込日を記載した通知書を送付します。

重要!

受講を開始してからの申請は対象外です。必ず事前相談してください。

申請が受理され、講座の指定が決定すると「受講対象講座指定通知書」が届きます。受講後の申請で必要になりますので大切に保管してください。

ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件で就業につなげるために高等学校卒業程度認定試験(以下、「高卒認定試験」)の合格を目指す場合に、講座の受講費用を助成します。事前相談が必要です。

●対象講座

高卒認定試験に合格するための講座(予備校や通信講座など)

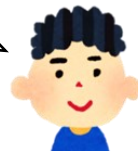
※試験科目の免除を受けるために高校に在学しながら単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、この事業の対象にはなりません。

※すでに一部の試験科目に合格しているなど、試験科目の免除を受けられる場合は、必要最小限の科目の受講のみ対象です。



私は中卒なんだけど…高卒認定試験に合格すれば、もっといい条件で働けるかしら？

僕は高校中退しちゃったけど、やっぱり大学に行きたいから、僕も高卒認定がほしい！



●対象者

ひとり親家庭の親(20歳未満の児童を養育している)および児童(20歳未満)で、次のすべてに該当すること。

- ・南魚沼市に住所がある
- ・親の所得が児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準であること (令和6年8月見直し予定)
- ・高卒認定試験に合格することが、適職につくために必要であること。
- ・過去に本事業の給付金を受けていないこと。

●支給額

受講開始時給付金	受講費用の40% 10万円上限。通学または通学と通信を併用する場合は20万円を上限とします。4千円を超えない場合は支給しません。
受講修了時給付金	受講費用の50%から受講開始時給付金を引いた額 受講開始時給付金と合わせて12万5千円上限。通学または通学と通信を併用する場合は25万円を上限とします。4千円を超えない場合は支給しません。
合格時給付金	受講費用の10% 受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて15万円上限。通学または通学と通信を併用する場合は30万円を上限とします。 受講修了時給付金を受給した人が、受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に給付されます。

●申請から支給までの流れ

①事前相談 必ず事前申請をしてください。受講の申し込みの前に、希望の資格や講座をご相談ください。

②講座の指定申請(受講開始前)

【申請に必要なもの】

- 受講対象講座指定申請書 受講講座の資料 児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証

③受講開始時給付金の申請(受講開始から30日以内)

【申請に必要なもの】

- 給付金給付申請書 受講対象講座指定通知書 受講経費の領収書 振込先口座番号

④受講修了時給付金の申請(受講修了から30日以内)

【申請に必要なもの】

- 給付金給付申請書 受講対象講座指定通知書 修了証明書 振込先口座番号

⑤合格時給付金の申請(合格から40日以内)

【申請に必要なもの】

- 給付金給付申請書 受講対象講座指定通知書 合格証書 振込先口座番号

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格の取得を目指して専門学校などに就学する場合に、就学中の生活費を支援するため「訓練促進給付金」を最長4年間支給します。また、卒業したときには「修了支援給付金」が支給されます。事前相談が必要です。

勉強しながらだと働く時間が減るわよね。生活費も心配だなあ…



●対象資格

就職に有利となる資格であって、法令などにより専門学校などで6カ月以上のカリキュラムの修業が必要とされるもので、その他、市長が地域の実情に応じて認めるもの

(例)看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格 等

●対象者

20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母または父子家庭の父で、以下の要件をすべて満たす者

- ・南魚沼市に住所があること。
- ・児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準であること。(令和6年8月見直し予定)
- ・専門学校などに1年以上修業し、資格の取得が見込まれること。
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であると認められること。



●支給額

区分	訓練促進給付金	修了支援給付金
課税世帯	月額70,500円 最後の1年間は月額115,000円	25,000円
非課税世帯	月額100,000円 最後の1年間は月額140,000円	50,000円

- ・申請者及び扶養義務者(同居をしている3親等以内の直系血族および兄弟姉妹)の市県民税の課税状況で区分します。毎年8月に区分の見直しを行います。
- ・児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成を受ける所得水準を超えた場合は、本給付金の受給資格は喪失します。
- ・婚姻等でひとり親家庭に該当しなくなった場合、市外に転出した場合、途中退学した場合は、受給資格を喪失します。

●申請から支給までの流れ

①事前相談 必ず事前相談をしてください。入学の申込みの前に、希望の資格や就職先などをご相談ください。

②訓練促進給付金の申請(入学後すみやかに)

【申請に必要なもの】

- 高等職業訓練促進給付金等交付申請書
- 入校証明書
- マイナンバーが確認できるもの
- 振込先の口座番号
- 児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証(または戸籍謄本)

③在学中にすること

- ・前月分の給付金の請求書を提出(毎月)
- ・出席報告書の提出(3カ月に一度)
- ・成績証明書の提出(年2回)
- ・在籍証明書と課税状況届(年1回)

④修行完了届と修了支援給付金の申請(卒業から1カ月以内に)

【必要なもの】

- 就業完了届
- 交付申請書
- 修了証明書
- マイナンバーが確認できるもの
- 振込先の口座番号
- 児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証(または戸籍謄本)

資格が取れてよかった!



母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格の取得を目指して専門学校などに入学する場合に、必要となる入学金などを貸与します。卒業後、取得した資格を用いて市内で就職し2年以上働くと、貸与額の半額が返還免除となります。



専門学校に入学して看護師の資格を取って働きたい！

資格を取って市内で2年働けば半額返済免除なんだ！



美容師の資格を取って、自宅で開業したいわ！

●対象者

- ・南魚沼市に住所があること
- ・高等職業訓練促進給付金(18ページ)の対象資格を取得するため専門学校などに入学する人で、資格の取得が見込まれること。
- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の受給資格があること(所得超過で支給がされない人も含む)
- ・過去に本事業の給付金を受けていないこと。
- ・市税など市に納付すべき金銭の滞納がないこと。

●貸与の対象となる費用

入学金・初年度授業料・施設整備費・教科書代・ユニフォーム代など



●貸与額（無利子）

- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受ける所得水準の人 ……上限50万円
- ・上記以外の人 ……上限25万円

●申請から支給までの流れ

①事前相談

必ず事前相談をしてください。入学の申し込みをする前に、希望の資格や就職先などをご相談ください。

②申請に必要なもの

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 就学支度金貸与申請書 | <input type="checkbox"/> 入校証明書または合格証書 |
| <input type="checkbox"/> 同意書(市税などの滞納調査のため) | <input type="checkbox"/> 必要経費が確認できる書類 |
| <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書またはひとり親医療受給者証 | <input type="checkbox"/> 連帯保証人(市内在住)の所得課税証明書 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(児童扶養手当またはひとり親医療助成を受給していない場合) | |

③貸与の決定または却下

貸与が決定すると、貸与額と振込日を記載した決定通知書を郵送でお送りします。

貸与ができない場合は却下通知書を郵送します。

④就学期間中は年に1度、在学証明書を提出してください。

●返還について

- ・就学が修了したら30日以内に返還計画書・修了証明書を提出してください。返還は修了後6か月を据え置き、その後5年以内でおこないます。返還回数は原則、毎年4月と10月の年2回です。
- ・就学修了後直ちに、取得した資格を用いて市内に就職し、2年以上勤務すると返還債務の2分の1が免除されます。免除を受ける場合は、市が指定する期日までに就労証明書を提出してください。

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の人に必要な資金を貸し付け、修学を容易にすることで資格取得を支援します。養成機関を修了し、取得した資格が必要な職に5年間従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

この制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県、新潟市が貸付原資を出し合い、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会が実施しています。新潟県社会福祉協議会が申込みを受付け、審査し、貸付を決定します。

●対象者

ひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たす人

ただし、「専門実践教育訓練給付金」の支給を受ける人は入学準備金の貸付を受けることができません。

- ・「高等職業訓練促進給付金」を受給している人
- ・新潟県内に住民登録をしている人
- ・養成機関を修了後、取得した資格が必要な業務に従事する意思がある人

●貸付内容（一括交付）

	入学準備金	就職準備金
貸付額	500,000円以内 高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金	200,000円以内 養成機関の過程を修了し、資格を取得した人が就職する際の準備金
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てる場合…無利子 ・連帯保証人を立てない場合…年1.0% 	
返還	<ul style="list-style-type: none"> ・返還期間は6年以内 ・返還方法は月賦または半年賦の均等払法式 	

●返還の免除

次のすべてを満たした場合、貸付金の返済が全額免除されます。

- ・養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に新潟県内において就職すること
- ・取得した資格が必要な業務に5年間従事すること

●申込み・問合せ先

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3階

☎025-281-5605

E-mail: info@fukushiniigata.or.jp



仕事に関する相談

ひとり親家庭等就業支援事業

一般社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会
(委託先:株式会社エム・エスオフィス)

新潟県内のひとり親家庭の仕事に関する悩みに、専門の相談員が応じます。職業の適性や就業経験に応じた助言、応募書類の作成や面接の受け方の指導、ハローワークとの連携による求人情報の提供から職業紹介まで、一貫した就業支援を行います。(「ひとり親家庭等就業支援事業」は、株式会社エム・エスオフィスが委託を受けて実施しています。)

●相談のお申込みは

株式会社 エム・エスオフィス
☎0258-30-1230
(申込受付 平日9:00~18:00)

専用HPは
こちら!



私が利用できる
制度って
何があるの?


私に向いている
仕事って
なんだろう?

働くためには
何から始めれば
いいの?



●あなたに合った相談方法が選べます

相談時間 平日・土日祝日9:00~21:00

出張相談	県内全域、ご希望の場所（ご自宅・公共施設・飲食店など）に専門の相談員が出張します。
来所相談	下記の事務所に来所し、相談を受けられます。 【新潟相談所】 新潟市中央区南笹口1-9-29 サンライズ笹口テナント棟4階 (株)エム・エスオフィス内 【長岡相談所】 長岡市坂之上町2-5-1 (株)エム・エスオフィス内 【上越相談所】 上越市本城町8-1 高田城址公園オーレンプラザ
電話	☎0258-30-1230 平日18時以降の電話相談は事前の予約が必要です。
メール相談	 24時間受付けています。返信は翌営業日となる場合があります。 https://niigata-hitorioya.com/contact/
オンライン相談	申込み後にオンラインツール（Zoom等）のURLが送付されます。

●こちらでも相談を受けています

【ひとり親家庭等就業・自立支援センター】

新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
相談時間：平日9:30~16:30（土日祝日、年末年始を除く）
電話：025-281-5587
メール：info@niigatakenboren.jp
来所の場合は電話・メールで予約のうえお越しください。

ひとり親ジョブマッチにいがた
企業とのマッチングを
お手伝いします。
ぜひご利用ください!



生活を安定させるためには、決まった仕事に就くことがとても重要です。世の中にどんな仕事があるのか、自分はどんな仕事に向いているのか、どのような資格や能力が必要か…。こうしたことが良くわからなかったら、ハローワークに相談しましょう。

●ハローワークでは、次のようなことを行っています

①就職の相談・就職先の紹介

ハローワークでは、希望する仕事を一緒に探したり、働く時間や給料などのアドバイスをします。やりたい仕事が見つからなかったり、どのような仕事を選べばよいか迷っている方には、興味や適性から仕事を探すお手伝いを行います。気軽にハローワークの職員に相談しましょう。

②求人票の公開

ハローワークには、労働者を求めている会社の「求人票」がたくさん集まっています。求人票には、仕事の内容や雇入れの条件が詳しく書いてあり、それらを自由に見て、希望に合う会社を見つけることができます。

求人票は、ハローワーク内のパソコンで、地元だけでなく全国の仕事を簡単に探すことができます。自分のスマホでも同じように探すことができます。

③職業に関する情報提供

希望する職業の平均的な給料、就職するために必要な資格や経験、求人倍率など、職業に関する様々な情報をお知らせします。



●ハローワークに求職登録しましょう

求職申込みは、ハローワークに出向く方法と、自宅のパソコン等から行う方法があります。

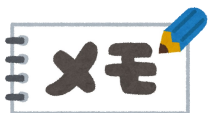
ハローワーク南魚沼

電話：025-772-3157(平日8:30~17:15)

所在地：南魚沼市八幡20-1



ハローワーク
インターネットサービス



教育の支援

小中学生の就学援助

南魚沼市教育委員会 学校教育課 ☎773-6700

小・中学校でかかる費用の負担が困難な保護者に、学用品費や給食費などの一部を援助します。

●援助の対象者

市内に住所を有する小・中学生の保護者で、生活保護(教育扶助)を受けている人もしくは次のいずれかに該当する人

- ・生活保護が廃止になった
- ・保護者が市民税非課税
- ・児童扶養手当の全部支給を受けている
- ・世帯更生資金(生活福祉資金)の貸付を受けている
- ・市民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けている
- ・保護者の国民健康保険料が全額免除となっている
- ・その他家庭の経済状況に困っている(世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍以内)



●援助の対象となる経費

費目	支給月	小学生支給額(年額)	中学生支給額(年額)	対象学年
学用品費	7,10,1,3月	11,630円	22,730円	全学年
新入学学用品費	7月	小1 54,060円	中1 60,000円	次年度小1、小1
修学旅行費	小 10月 中 翌年4月	実費	実費	小6、中2 実施日現在認定者
体育実技用具費	3月	上限26,500円	上限38,030円(スキー) 上限7,650円(柔道)	小1、小4、中1(条件有) 12月1日現在認定者
学校給食費	7,10,1,3月	実費	実費	全学年
医療費	随時	実費	実費	全学年(条件有)
校外活動費	10,1,3月	上限3,690円(宿泊有) 上限1,600円(宿泊無)	上限6,210円(宿泊有) 上限2,310円(宿泊無)	全学年(条件有) 実施日現在認定者
スポーツセンター	7月	460円	460円	全学年の4月1日認定者
オンライン学習	7,10,1,3月	14,000円	14,000円	全学年

※上記支給額は、国の基準改訂により変更になる場合があります。

※医療費について…学校の健康診断で次の疾病で治療勧告を受けた場合は、その治療に要する費用について援助が受けられます。学校検診時点で認定者であることが条件となります。

(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯)

●申請について

申請月によって支給額が月割りになり、受給できない費目もあります。お子さんを通じて学校に提出する場合は、取扱いに十分ご注意ください。

【申請に必要なもの】

就学援助費交付申請書 (学校教育課、市役所各窓口で配布しています)

その他、申請者の状況により必要な書類があります (児童扶養手当証書、年金証書など)

【申請書の提出先】 お子さんが在籍する小中学校 または 学校教育課

経済的な理由で修学が困難な学生に奨学金を貸与し、次世代を担う若者を応援します。

●対象者

次の事項のすべてに該当し、市教育委員会で貸与を認められた人

- ・南魚沼市に住所を有する人の子ども、または弟妹
- ・学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校(高等学校を卒業し、専門課程における修業年限が2年以上である学校に限る)・高等専門学校・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)に進学が内定、または現に在学している人
- ・保護者の所得が、市が定める基準以下である人
- ・連帯保証人に市町村民税の滞納(延滞金含む)がないこと(連帯保証人は、①返済能力を有する奨学生の保護者、②別生計で返済能力を有する者 の合計2名必要です)



●募集期間

毎年1月中旬から3月中旬 (市報や市ウェブサイトでご確認ください)

●作文試験

所得等の審査で対象外とならなかった申請者は、作文試験を受けていただきます。

試験当日に発表されるテーマについて、90分以内に800字程度の作文を書いていただきます。

●奨学金の貸与額

年3回(5月、9月、1月)に分けて、無利子で貸し付けます。

区 分	貸与額(月額)
大学・短期大学・高等専門学校(4、5年)・専修学校	50,000円
高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校(1年から3年)	18,000円

●貸与の期間

在学する学校における正規の最短修学年限

- ・留年や進級(2年制から4年制へ変更)した場合の追加の貸付は行いません。
- ・卒業後、学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校(高等学校を卒業し、専門課程における修業年限が2年以上である学校に限る)・高等専門学校・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)に進学した場合、新たに申請を行い、採用となれば貸し付けを受けることができます。

●返還について

貸し付けが終了した月の翌月から起算して6か月を経過後に、借りた期間の2.5倍の期間に毎月または年2回で返還します。繰り上げ返還もできます。

【返還例】 大学4年間で240万円を借りた場合

- ・240万円を10年かけて毎月返還すると、毎月の返還額は2万円
- ・240万円を10年かけて年2回返還すると、1回の返還額は12万円

関東在住で南魚沼市にゆかりのある方からの寄付金をもとにした、返済の必要がない給付型奨学金です。市の他の奨学金との併給はできません。

●対象者

学業成績が優秀で、経済的な理由などにより就学が困難な生徒や学生で、次のいずれにも該当する者

- ・本人または父母などが南魚沼市に1年以上住民登録されていること
- ・高等学校を卒業予定、または卒業しているか卒業程度の認定を受けており、申請年度の4月1日で20歳未満である者
- ・大学(大学院を除く)、専門職大学(専門職大学院を除く)、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程への進学、高等専門学校第4学年への編入を希望する者
- ・高等学校における前年度の学年末(既卒者は最終学年末)までの学習成績評定が3.5以上であること、高卒認定試験合格者の場合は、各教科の成績の過半数がAであること。
- ・経済的な理由等により修学が困難であると認められること
(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍)

●奨学金の額

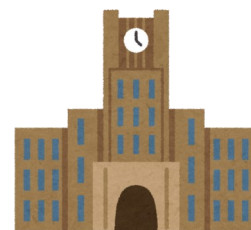
- ・入学準備奨学資金・・・200,000円(1回) ※申請年度中に給付
- ・学費等奨学資金・・・300,000円(年額) ※前期(5月)と後期(10月)に分けて給付
大学等の正規の修業年限に限る

●募集人数

若干名(年度ごとに基金の範囲内で募集)

●募集期間

毎年8月中旬から10月中旬(市報や市ウェブサイトでご確認ください)



南魚沼市看護師修学資金貸与

市内の医療機関で看護師として働くことを目指し、市内の養成機関で学ぶ学生に修学資金を無利子で貸与します。卒業後ただちに市内の医療機関に勤務し、60カ月従事すると返済免除となります。

●対象者

市内の養成機関に入学が決まっているまたは在学中であり、卒業後、市内の医療機関で看護師として従事する意思があること。

●貸与額 月額50,000円(最長48カ月) ●募集人数 若干名(予算の範囲内で募集)

●募集 年3回実施予定(市報や市ウェブサイトでご確認ください)

市立病院医療技術職員修学資金貸与

南魚沼市立病院に勤務する医療技術職員の充足を目的に修学資金を貸与します。資格を取得し、学校卒業後ただちに南魚沼市立病院に勤務し、在職期間が修学資金の貸与期間に達すると返済免除となります。

●対象者

看護師養成学校などに入学予定または在学中で、将来、南魚沼市立病院に勤務する意思がある人
※医療技術職員の充足の程度により、募集する職種は変動します。

●貸与額 月額50,000円 ●募集人数 若干名(予算の範囲内で募集)

●募集期間 毎年1月中旬から2月中旬(市報や市ウェブサイトでご確認ください)



さまざまな奨学金・減免

国や県、各種団体が募集する奨学金です。詳しくは、それぞれの奨学金のホームページなどでご確認ください。

<p>日本学生支援機構奨学金</p>	<p>返済が不要な「給付型」と、返済が必要な「貸与型」があります。それぞれ、学力・家計の両方の基準があります。</p> <p>日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301 http://www.jasso.go.jp/</p> <p>給付奨学金の支給を受ける奨学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。</p> <p>「高等教育の就学支援制度」文部科学省特設サイト http://www.mext.go.jp/kyuhu/index.htm</p>  
<p>新潟県医師養成修学資金 (新潟医学振興会)</p>	<p>新潟県内の医師不足地域等で勤務する意志のある人に対する修学資金です。大学を卒業して医師免許を取得した後、貸与を受けた期間の1.5倍の期間、県が指定する医療機関に勤務することにより、全額が返済免除されます。</p> <p>ポータルサイト「医師ナビにいがた」 http://www.ishinavi-niigata.jp/</p> <p>・公益財団法人 新潟医学振興会 ☎025-227-2176 ・新潟県福祉保健部 医師・看護職員確保対策課 ☎025-280-5960</p> 
<p>新潟県看護職員臨時修学資金</p>	<p>看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)として新潟県内で働くことを希望する看護学生に対する修学資金です。資格取得後、県内の指定された医療施設で5年間継続して勤務すると、全額が返済免除されます。</p> <p>ポータルサイト「新潟県 看護のお仕事ステーション」 http://www.niigata-job.ne.jp/nurse/</p> <p>新潟県福祉保健部 医師・看護職員確保対策課 ☎025-280-5960</p> 
<p>介護福祉士・ 社会福祉士修学資金 (新潟県社会福祉協議会)</p>	<p>新潟県内の指定の養成施設(福祉系大学、専門学校)に在学し、介護福祉士または社会福祉士の資格取得を目指す人に対する修学資金です。卒業後、1年以内に介護福祉士または社会福祉士として登録し、県内等で指定の介護等業務に継続して5年間従事すると返済が免除されます。</p> <p>社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課 介護福祉士等修学支援金担当 ☎025-281-5605 http://www.fukushiniigata.or.jp/job/sikin/</p> 
<p>保育士修学資金 (新潟県社会福祉協議会)</p>	<p>新潟県内の指定の養成施設(大学、専門学校)に在学し、保育士の資格取得を目指す人に対する修学資金です。卒業後、1年以内に保育士として登録し、貸付の決定を受けた地域(新潟市以外と新潟市内いずれか)または指定の国立施設で、国が定める保育業務に継続して5年間従事すると返済が免除されます。</p> <p>社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課 保育士修学資金担当 ☎025-281-5605 http://www.fukushiniigata.or.jp/job/hoikushi/</p> 
<p>新潟県獣医師確保修学資金 (新潟県畜産協会)</p>	<p>大学において獣医学を専攻し、卒業後に新潟県内で産業動物獣医師(農業共済組合、公務員(家畜衛生)等)として従事を希望する学生に対する修学資金です。獣医師国家試験の受験資格を取得してから2年以内に獣医師免許を取得すること、獣医師免許取得後1年以内に新潟県内で産業動物獣医師として就業すること、その他契約に定める条件を満たすと資金の返還が不要となります。</p> <p>新潟県農林水産部畜産課家畜衛生係 ☎025-280-5308 http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chikusan/1356894874821.html</p> 

<p>国の教育ローン (日本政策金融公庫)</p>	<p>大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等学校に入学、在学する人の保護者で、世帯の年間収入(所得)が一定以下である場合に利用できます。</p> <p>日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/ 教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656 受付時間 月～金 9:00～19:00</p> 
<p>高等学校等就学支援金</p>	<p>高等学校等(※)での授業料に充てるための就学支援金です。国公立問わず、所得要件を満たす世帯の生徒が対象となります。学校等が本人に代わって国から受領し授業料に充てますので、生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。</p> <p>(※)高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)ほか。授業料が無料の学校は除く。</p> <p>申請に必要な書類は在学する学校から生徒を通じて配布されます。書類の配布や提出期限に関することは、在学する学校の事務室へお問合せください。</p> <p>詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください http://pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/1356789784647.html</p> 
<p>奨学のための給付金</p>	<p>すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費(教科書や学用品購入の費用)を支援するため、住民税所得割が非課税である世帯の高校生等に対し支給されます。家計が急変するなどして、経済的支援が必要となった場合も対象になることがあります。</p> <p>詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください http://pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/1356789784647.html</p> 
<p>県立高等学校等の 入学料の減免</p>	<p>経済的な理由で入学料の納入が困難な場合に、全額または半額が免除される制度です。</p> <p>※授業料の減免は「高等学校等修学支援金」の対象です。</p> <p>詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください</p> 
<p>新潟県奨学金</p>	<p>成績や所得等の要件があります。いずれも在学を通過して申し込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予約奨学生 高校等に進学予定の中学3年生を対象に、11月ごろ募集を行います。 ● 高校奨学金 高校等に在学中の生徒を対象に、5月ごろ募集を行います。 ● 大学等奨学金 大学、短期大学、専門学校に在学中の学生を対象に、4月ごろ募集を行います。大学生や専門学校生を対象とした奨学金については日本学生支援機構の奨学金が充実しており、返済不要の給付型もありますので、最初に日本学生支援機構の奨学金の利用を検討することをお勧めします。 ● 海外大学等奨学金 海外の大学に進学予定の高校3年生等を対象に、11月ごろ募集を行います。 <p>詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/shogakukinboshu.html</p> 
<p>新潟県高等学校定時制課程 及び通信制過程就学奨励金</p>	<p>働く青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するための奨励金です。在学する定時制課程または通信制課程を卒業すると返済が免除されます。生徒本人または生徒を扶養している人の所得要件があります。在学を通過して申し込みます。</p> <p>詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/1222020128706.html</p> 

ひとり親家庭が利用できる貸付制度

新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

南魚沼地域振興局 地域福祉課

☎772-8138

20歳未満の児童を養育している母子家庭や父子家庭、寡婦の人の生活の安定と向上を図るために、新潟県では修学資金や就学支度資金など12種類の資金の貸付を行っています。以下は概要です。詳しくはお問合せください。

※児童＝20才に満たない者、子＝扶養されている20才以上の者

資金の種類	貸付対象	概要
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子父子福祉団体 40才以上配偶者のない女子 	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械用の購入資金 【貸付限度額】3,260,000円 【措置期間】1年 【返済期間】7年 【年利】無利子または1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子父子福祉団体 40才以上配偶者のない女子 	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する 運転資金 【貸付限度額】1,630,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】7年 【年利】無利子または1.0%
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 40才以上配偶者のない女子 	自ら事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦が高等学校に修学する場合にその修学および入学に必要な資金 【貸付限度額】一般68,000円(月額)、特別816,000円(一括) 運転免許460,000円 【措置期間】習得後1年 【返済期間】10年 【年利】無利子または1.0%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のいない児童 	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 ※運転免許取得は高校3年在学中で就職を希望する児童に限る 【貸付限度額】月額68,000円、運転免許460,000円 【措置期間】習得後1年 【返済期間】10年 【年利】無利子
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 40才以上配偶者のない女子 	就職するために直接必要な被服、履物等および通勤用自動車等を購入する資金 ※特別分は、通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合に限る 【貸付限度額】一般105,000円、特別340,000円 【措置期間】1年 【返済期間】6年 【年利】無利子または1.0%
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の児童 父子家庭の児童 (介護の場合は児童を除く) 40才以上配偶者のない女子 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 ※医療特別は、所得税非課税世帯またはこれに準ずる世帯に限る 【貸付限度額】医療一般340,000円、医療特別480,000円 介護500,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】5年 【年利】無利子または1.0%

資金の種類	貸付対象	概要
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・40才以上配偶者のない女子 	<ul style="list-style-type: none"> ●知識・技能を習得している期間中の生活の安定・継続に必要な資金 【貸付限度額】月額141,000円 【措置期間】習得後6か月 【返済期間】10年 【年利】無利子または1.0% ●医療介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金 【貸付限度額】月額108,000円 【措置期間】医療介護終了後6か月 【返済期間】5年 【年利】無利子または1.0% ●母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母または父の生活の安定・継続に必要な資金 【貸付限度額】月額108,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】8年 【年利】無利子または1.0% ●失業している期間中の生活の安定・継続に必要な資金(離職した日の翌日から1年以内) 【貸付限度額】月額108,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】5年 【年利】無利子または1.0%
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・40才以上配偶者のない女子 	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金 【貸付限度額】普通1,500,000円、特別2,000,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】普通6年、特別7年 【年利】無利子または1.0%
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・40才以上配偶者のない女子 	住宅の移転に必要な資金 【貸付限度額】260,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】3年 【年利】無利子または1.0%
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・40才以上配偶者のない女子 	母子家庭または父子家庭の児童または子、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金 【貸付限度額】310,000円 【措置期間】6か月 【返済期間】3年 【年利】無利子または1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童、子 ・父子家庭の児童、子 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童 	高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 【貸付限度額】学校種別、通学方法、学年等により異なる 詳しくは、お問合せください 【措置期間】6か月 【返済期間】15年 【年利】無利子
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童、子 ・父子家庭の児童、子 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童 	就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金 【貸付限度額】学校種別、通学方法等により異なる 詳しくは、お問合せください 【措置期間】6か月 【返済期間】10年 【年利】無利子

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援により、経済的自立と安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。以下は概要です。詳しくはお問合せください。

資金の種類		概要
総合支援資金	生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用 【貸付限度額】2人以上世帯20万円以内(月額)、単身世帯15万円以内(月額) 【措置期間】6か月以内 【返済期間】10年以内 【年利】無利子または1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 【貸付限度額】40万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】10年以内 【年利】無利子または1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 【貸付限度額】60万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】10年以内 【年利】無利子または1.5%
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費 【貸付限度額】460万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】20年以内 【年利】無利子または1.5%
		技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費 【貸付限度額】技能習得の期間に応じて 130万円以内～580万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】8年以内 【年利】無利子または1.5%
		住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費 【貸付限度額】250万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】7年以内 【年利】無利子または1.5%
		福祉用具等の購入に必要な経費 【貸付限度額】170万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】8年以内 【年利】無利子または1.5%
		障がい者用自動車の購入に必要な経費 【貸付限度額】250万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】8年以内 【年利】無利子または1.5%
		中国残留邦人等にかかる国民年期保険料の追納に必要な経費 【貸付限度額】513.6万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】10年以内 【年利】無利子または1.5%
		負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 【貸付限度額】療養の期間に応じて170万円以内または230万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】5年以内 【年利】無利子または1.5%
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費 【貸付限度額】サービスの期間に応じて170万円以内または230万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】5年以内 【年利】無利子または1.5%

資金の種類		概要
福祉資金	福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費 【貸付限度額】150万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】7年以内 【年利】無利子または1.5%
		冠婚葬祭に必要な経費 【貸付限度額】50万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】3年以内 【年利】無利子または1.5%
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 【貸付限度額】50万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】3年以内 【年利】無利子または1.5%
		就職、技能習得等の支度に必要な経費 【貸付限度額】50万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】3年以内 【年利】無利子または1.5%
		その他日常生活上一時的に必要な経費 【貸付限度額】50万円以内 【措置期間】6か月以内 【返済期間】3年以内 【年利】無利子または1.5%
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 【貸付限度額】10万円以内 【措置期間】2か月以内 【返済期間】1年以内 【年利】無利子	
教育支援資金	教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、選手学校専門課程または大学に就学するのに必要な経費 【貸付限度額】 高校：月額3.5万円以内、高専：月額6万円以内、短大：月額6万円以内、大学：月額6.5万円以内 特別の場合は上記額の1.5倍以内 【措置期間】卒業の翌月から6か月以内 【返済期間】20年以内 【年利】無利子
	修学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、選手学校専門課程または大学への入学に際し必要な経費 【貸付限度額】50万円以内 【措置期間】卒業の翌月から6か月以内 【返済期間】20年以内 【年利】無利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費 【貸付限度額】土地の評価額の7割程度（月額30万円以内） 【措置期間】契約終了の翌月から3か月以内 【返済期間】措置期間終了まで一括 【年利】3%またはプライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費 【貸付限度額】土地と建物の評価額の7割程度（集合住宅は5割） 月額は福祉事務所が設定する 【措置期間】契約終了の翌月から3か月以内 【返済期間】措置期間終了まで一括 【年利】3%またはプライムレートのいずれか低い利率

生活の支援

ファミリー・サポート・センター

子育て支援センター ☎772-7754
(イオン六日町店専門店館1階)

「保育園への送迎が出勤ぎりぎりで大変」、「学童の迎えまでに仕事が終わらなくて…」などなど、子育ての「困った!」をご相談ください。ファミリーサポートセンターは、子育ての手伝いをしてほしい人(依頼会員)と手伝いたい人(提供会員)を、アドバイザーが橋渡し役となって仲介を行う、会員制の保育サービスです。

【対象】 おおむね5カ月から小学生までの子ども

【利用料】

活動時間	基本料 (1時間当たり)	市助成額 (1時間当たり)	依頼会員 (1時間当たり)	提供会員受取額 (1時間当たり)
月～金曜日 7:00～19:00	600円	400円	200円	900円
月～金曜日 19:00～22:00	800円	600円	200円	1,100円

※ひとり親世帯、住民税非課税世帯、生活保護世帯は半額です

※市助成額は、1回の活動につき1,200円が上限です

※提供会員受取額は、基本料と相互援助活動助成の合計額です

【利用例】 ・保育園や学校までの送迎 ・保育園の開始前・終了後の預かり
・放課後や学童保育終了後の預かり ・保護者の病気や急用、冠婚葬祭など
・美容室や通院、習い事などに保護者が出かけるとき

【会員登録】 子育て支援センター (イオン六日町店専門店館1階)

受付: 月～金曜日 8:30～17:15

電話での会員登録はできません。

依頼会員・提供会員いずれも事前の登録が必要です。



ファミサポ

子どもを預かって
もらえたから
病院に行けたわ



除雪費用の援助

南魚沼市役所 福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667

住宅屋根の除雪などを自力で行うことが困難な高齢者・障がい者・母子のみの世帯を対象に、除雪費の援助をしています。市県民税所得割が課税されている世帯や、親族などから支援を受けられる場合は対象外です。その他にも要件がありますのでお問合せください。

公営住宅

南魚沼市役所 福祉課 公営住宅係 ☎773-6667

公営住宅(県営住宅・市営住宅・市有住宅)は、住宅に困っている低所得の人に低家賃で賃貸する住宅です。民間のアパートや貸家と異なり、収入や住宅に困っている事情など、公営住宅法に基づく入居資格が必要です。

【申込み】 入居者の募集は、市報みなみ魚沼に掲載します。募集期間内に聞き取りを行い、入居資格がある場合に申込書をお渡します。

【家賃】 入居者の収入や世帯状況に応じて決定。家賃の他に駐車場使用料・共益費がかかります。

生活保護

南魚沼市役所 福祉課 厚生福祉係 ☎773-6667

健康で文化的な最低限度の生活を送るのは国民の権利です。それを実現するための方法のひとつが生活保護制度です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものです。

恥ずかしいことでも悪いことでもありませんので、ためらわずにご相談ください。



生活保護

南魚沼なじよもねっと

南魚沼市社会福祉協議会 ☎773-6911

日々の暮らしのなかでちょっとした困りごとのある人(利用者さん)と、ちょっとしたことならお手伝いできるという人(なじよもさん)が、地域の中で支えあいができるよう橋渡しをする有償の助け合い活動です。

- 【対象】 近所に気軽に頼みごとができる人がいない人、公的サービスや民間サービスの利用ができない人、原則、出産後1年までの人
- 【内容】 買い物、家事手伝いなどちょっとしたお手伝い
- 【費用】 30分:150円+交通費

シルバー人材センター

(公社)南魚沼シルバー人材センター ☎772-4973

経験豊富なシルバー世代が子育てを応援します。ちょっとした手助けが欲しいときにご相談ください。

- 【内容】 産前・産後の家事援助など
- 【費用】 1時間:1,087円~+交通費

学習サポート教室

くらしのサポートセンターみなみ

(南魚沼市社会福祉協議会) ☎773-6919

学習面でお悩みのあるお子さんの学習を支援する教室を開催しています。また日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくり、進学支援や高校中退防止の支援、ご家庭の生活相談なども行います。

- 【対象】 学習塾に通っていない生徒(中・高校生が中心。それ以外はご相談ください)
- 【会場】 各中学校区に1か所。具体的な場所はお問合せください。
- 【時間】 週1回 2時間程度
- 【費用】 飲み物代として月10円(イベント参加時には数百円程度の実費負担あり)



学習サポート教室

生活困窮者自立支援制度

くらしのサポートセンターみなみ

(南魚沼市社会福祉協議会) ☎773-6919

どこに相談すれば良いのか分からない暮らしの困りごとを、ひとりで抱え込まずに、まずはご相談ください。暮らしの困りごとが解決できるように対応します。訪問による相談も可能です。

- 【対象】 生活保護制度を利用している人以外で、生活に困っている人
- 【受付時間】 8:30~17:00 (土・日曜・祝日除く)



くらしサポ

子どもの未来応援プロジェクト

新潟県フードバンク連絡協議会 ☎0256-34-8960

長引く新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の影響などで、家計のやりくりが大変なひとり親家庭等を対象に食支援に取り組んでいます。県内のフードバンク組織などと連携して、食品や日用品の提供を行います。

- 【申込み】 ①公式LINEアカウントに友達追加
- ②トーク画面から「食品の受取を希望」とチャット
- ③スタッフがチャットや電話で条件の確認をし、食品の提供方法を提案します。

LINEをお使いでない方は、メールや電話で事務局にお申し出ください。

☎ 0256-34-8960 (月~金 9:00~18:00)

✉ info@niigata-fblc.org



公式LINEアカウント

割引・優遇制度

税金の控除

南魚沼市役所 税務課 ☎773-6668

職場での年末調整や確定申告で申告することで、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

●ひとり親控除

【所得控除額】所得税35万円、住民税30万円

【対象者】12月31日において次に該当すること

- ・婚姻をしていない、または配偶者の生死が不明であること。事実婚は対象外。
- ・申告者本人の合計所得が500万円以下
- ・総所得金額が48万円以下の「生計を一にする子」がいること(他者の扶養になっている子を除く)

●寡婦控除

【所得控除額】所得税27万円、住民税26万円

【対象者】12月31日において次に該当すること

- ・夫と死別または離別したあと再婚していない、または夫の生死が不明であること。事実婚は対象外。
- ・申告者本人の合計所得が500万円以下
- ・合計所得が48万円以下の「生計を一にする扶養親族」がいること(離別の場合のみ)

JR通勤定期券割引制度

南魚沼市役所 子育て支援課 ☎773-6822

児童扶養手当の受給者およびその世帯の人は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。この制度で購入できる定期券は通勤定期乗車券に限られます。通学定期乗車券は学生割引をご利用ください。

【手続きの流れ】

- ①市役所で「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受ける
必要なもの □児童扶養手当証書 □縦4センチ×横3センチの顔写真(6か月以内のもの)
- ②JRの駅の窓口で「特定者資格証明書」を提示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」を添えて通勤定期乗車券を購入する

ゆうちょ銀行「ニュー福祉定期預金」

問合せ先:ゆうちょ銀行

児童扶養手当、遺族年金、障害年金等の受給者が預入できる預入期間1年の定期預金です。一般の1年ものの定期預金の金利に一定の金利を上乗せした金利を適用します。



ゆうちょ銀行

少額貯蓄非課税制度(マル優)

問合せ先:各金融機関

児童扶養手当※、遺族年金※、障害年金等の受給者は、預貯金や国債の利子が、それぞれの元本350万円までの利子に対して非課税になります。

※受給者が児童の母の場合に限る



国税庁

子育てサポート割引

問合せ先:NTTドコモ

ひとり親世帯の人を対象に、携帯電話の毎月の利用料金が割引されます。



子育てサポート割引





発行日 令和6年4月1日

発行 南魚沼市

編集 子育て支援課 子育て応援係
南魚沼市六日町180番地1

☎025-773-6822